

横浜市立芹が谷南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月14日 策定（令和6年11月18日 改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法案第2条）

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある

いじめを防止するための基本となる方向性は

○いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。

○ 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。

○いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。

○子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成

○校長・副校長・主幹教諭・児童支援専任・養護教諭・各学年児童指導担当

○必要に応じて心理・福祉・SSW・SC等専門家の参加を求める。

※臨時に行う場合には、その限りではない。

(2) 委員会の運営

○月1回以上、定期的で開催する（※必要に応じて臨時に開催。）

○学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめがおきにくい・いじめを許さない環境作り
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめをうけた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

○取組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

3. いじめ防止及び早期発見のための取り組み

○学校教育目標の実現

- ・笑顔いっぱい やさしさいっぱい 芹が谷大好き
- ・みんな生き生き芹南っ子
- ・安心していられる学校・学級。
- ・友達のいいところが理解できる。
- ・自分のいいところを知り、自己肯定感を高める。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実のもとに

○学校生活が楽しい、学習が理解できる、日々の生活の充実。

○芹南スタンダードの共有、実践。

○一人ひとりの人権を大切にしたい、仲間づくり。

◇取組み ・授業づくり ・集団づくり ・YPアセスメントシートの実施。

・横浜プログラムを取り入れた授業や学級活動。

・人権教育の推進、道徳教育の推進、特色ある教育活動の充実。

・たてわり活動の充実（なかよし遊び）

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため早期発見の取組を行っていく。

○見逃さない体制づくり

○子どもとの共感できる関係。

○教師全体で、子どもたちを多角的・多面的に見ていく。

○教職員の資質向上

・共感的な見方・考え方で子どもに接する。

・いじめに対する共通の認識をもつ。

○教育相談の充実

◇取組み ・週1回の学校カウンセラーによる相談。

- ・定期的なアンケートの実施、全市一斉アンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）。
- ・学年内での授業交換・学年内行事での見守り・日常活動の見守り。
- ・定期的な教育相談（地域訪問・学校相談日・個人面談等の実施）。
- ・年2回の「あゆみ」とキャリアパスポートによる学校生活の振り返り。
- ・児童支援専任を中心とした見守り。

（3）いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織対応、支援・指導を行う。教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、また対応不要と個人判断はせずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ◇取組み
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
 - ・組織的な対応の徹底。
 - ・当該児童・保護者への支援、関係児童と保護者への指導と支援。
 - ・関係諸機関との連携強化
 - ・区子ども家庭支援課・南部児童相談所・港南警察署青少年育成課などとの連携。

（4）いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること」

「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」

少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

- ◇取組み
- ・いじめ防止委員会の設置
 - ・教師による発見、当該児童、保護者からの相談、アンケートからの発覚
 - ・事実確認（当該児童・関係児童）
 - ・当該児童、保護者支援
 - ・当該児童、保護者への指導、支援
 - ・学級、学年、関係児童への指導、支援
 - ・校内組織、外部機関連携
 - ・継続的見守り

（5）教職員への研修

教職員としての専門性向上のために、児童理解研修、人権研修・特別支援研修等を実施し、組織力向上につなげる。

- ◇取組み
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実。
 - ・こどもの社会的スキル横浜プログラムの効果的な実践方法の研修。

（6）学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

（7）取組みの年間計画

毎月、定例開催をする。

- ◇取組み
- | | | |
|------|-------------------------------------|--------|
| 【年間】 | いじめ防止対策委員会 | 月1回・随時 |
| 4月 | 年間計画・重点指導内容の確認・引き継ぎ | |
| | 基本方針をホームページ掲載 | |
| | 地域訪問・学校相談日 | |
| 5月 | 学校説明会（基本方針について説明） | |
| | いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談） | |

- 6月 よこはま子ども会議に向けての取り組み
YPアセスメントシートの実施
- 7月 キャリアパスポートの記入
個人面談の実施
よこはま子ども会議（小中ブロックでの話し合い）
- 8・9月 夏休み中の問題行動などの情報収集、人権研修
- 10月 学校いじめ基本方針が機能しているか点検
- 11月 YPアセスメントシートの実施
個人面談の実施（希望者）
- 12月 「いじめ解決一斉キャンペーン」（全市一斉アンケート実施・教育相談）
- 1月 学校評価（地域・保護者・児童）
- 2月 学校評価アンケートの結果報告
- 3月 キャリアパスポートの記入
年間の振り返り・来年度への引き継ぎ事項の確認

※年間を通して、授業参観・懇談会・地域訪問・学校相談日等を実施し、保護者との連携を図る。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

○いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条第2項）

(2) 発生の報告

○重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会、警察等の関係機関に報告する。

○いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係を報告とともに適切な情報提供を行う。

○事案によって検討し、保護者への説明を行う。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて年1回以上点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

・必要に応じて、横浜市いじめ防止基本方針を含めた基本方針の見直しを検討し、措置を講ずる。

平成26年3月14日 策定

平成30年2月23日 改定

平成31年1月11日 改定

令和3年 3月 8日 改定

令和4年 3月 8日 改定

令和5年 3月14日 改定

令和6年 3月13日 改定

令和6年11月18日 改定